

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 146 号）が本日、別紙のとおり公布されました。

改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

新型コロナウイルス感染症の定期接種は、毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に、以下のいずれかの方法で行うものとする。

- ・ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和 6 年 5 月 29 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2 オミクロン株 XFG に対する抗原を含むワクチンに限る。）を充填済シリンジにより一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法
- ・ 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和 6 年 9 月 5 日に法第 14 条第 1 項の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2 オミクロン株 XFG に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法
- ・ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和 7 年 8 月 28 日に法第 14 条第 1 項の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2 オミクロン株 NB. 1. 8. 1 に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法
- ・ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和 8 年 5 月 18 日に法第 14 条第 1 項の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2 オミクロン株 XFG に対する抗原を含むワクチンに限る。）を充填済シリンジにより一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2 ミリリットルとする方法
- ・ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和 8 年 5 月 18 日に法第 14

条第1項の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株NB.1.8.1に対する抗原を含むワクチンに限る。)を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.6ミリリットルとする方法

第2 施行期日

この省令は、令和8年10月1日から施行すること。

以上